



自立支援法訴訟 ～勝利的和解後も運動は続く～



障害者自立支援法訴訟の基本合意の
完全実現をめざす会事務局長 太田 修平

背景

人はだれもが、障害をもって生まれたり、病気や事故で障害をもつことになる可能性がある。現に私自身、ごく普通の両親のもとに脳性まひという重い障害をもって生まれた。それだけのことである。他の人と同じこの国に生まれたのに、普通に暮らすことについて、家族共々大きな困難が伴う。ましてや国の制度によって障害をもつことを理由に負担を強いられるなど、考えられないことである。それが法治国家であるこの国で起きているのである。

'05年10月31日、障害者自立支援法（以下、支援法）が、28日の厚生労働委員会での強行的な採決を経て、衆議院で可決成立（全面施行は翌'06年10月1日）した。この法律は、障害のある人の命をまもり生活のために必要な諸サービスを“益”とした応益負担の導入を核とする、国の財政削減のためにつくられたものであることは明らかである。昨年（'10）12月3日、一部改正法案が通り、現在も生きている。大きく端折って述べれば、'97年の社会福祉基礎構造改革の頃から、支援法に至る方向性の一端が見えはじめ、'05年の第25回社会保障審議会障害者部会で支援法の概要が示され、内容が明らかになると、JDが事務局となって障害団体の横断的な団結による抗議行動を起こした。

10月31日、第一次訴訟へ

障害ゆえに負担を課されることに、多くの障害当事者および支援者の反対があったにもかかわらず支援法は施行されてしまったが、運動の結果、負担軽減の特別対策実施は成った。しかし、応益負担の現実は大大きく、将来を悲観した障害者家族の心中事件が各地で起きるほど重くのしかかっていた。私たちの心情も追いつまされ、この問題の根底にあるのが、障害のある人の権利の侵害であるとの思いから、全面施行の直後'06

年12月、「障害者の人権全国弁護士ネット」代表の竹下義樹弁護士に相談を持ちかけることになった。竹下氏自身が視覚障害者であり日本盲人会連合の役員もされているが、さほど面識もないままスタートした会合は暗中模索のなか1年間続いた。

支援法の問題を裁判にできるのか、どこまで求めるのか？ 勝訴の可能性は？ など議論は尽きない様相であった。しかし、Eメールで支援法の相談を受ける110番の実施を決め、次いで110番に相談できない人のため弁護士による現地調査も行われた。依頼者すなわち原告が不在のまま会を重ねた会合では弁護士のみ皆さんの士気が心配されたが、'07年10月、広島^{あきぐす}の秋保さん夫妻が原告第1号の名乗りを上げてくださった。裁判までの手続きは免除申請→不服審査→訴訟となることが明確になったが、秋保さん夫妻に続く原告が現われるまでには4か月かかり、その間の空虚感と不安は大きかった。

しかしその後九州や滋賀、さいたまなどから原告候補が続々現われ、裁判が現実味を帯びてきた。藤岡毅事務局長他この時点での弁護団はほんのわずかであったが、この道のプロである弁護士を中心として質・量共に迫力ある訴状ができあがった。

以上のような経過で'08年10月27日、JDとDPIのメンバーを世話人（共同代表は勝又和夫JD代表と三澤了DPI日本会議議長）として障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会（以下、めざす会）が発足した。4日後の31日、全国8か所の地裁で原告30人が、障害を個人の責任に帰する如く負担を強制する支援法は憲法に反するとして一斉提訴したのである（第一次）。口頭弁論の第1回は'09年1月22日、大津地裁であった。法廷では原告と家族や支援者などの補佐人の意見陳述が行われた。

裁判所の法廷で障害者が提訴に踏み切るまでの思い

基本合意文書の完全実現を
 (「さよなら障害者自立支援法」より)

を語り、しかも国が制定した法律に苦しめられているという現状を裁判官に向かって訴えるときが来るなど、誰が想像しただろうか？

提訴は第3次まで続き、最終的に14地裁、原告の人数は71人となった。裁判は合計67回行われた。視聴覚に訴えるツールなどを活用しながら、71人の、障害と共に歩んだ道のりや法制度に翻弄される現状が語られ、弁護団からは司法的見地から支援法の誤りを鋭く指摘された。傍聴席は各地裁で毎回満員だった。その模様は地元メディアに度々取り上げられ、全国の仲間・支援者には「めざす会ニュース」のEメール配信で共有された。手話通訳者の扱いの問題もあり、付随的な司法への問題提起にもなった。

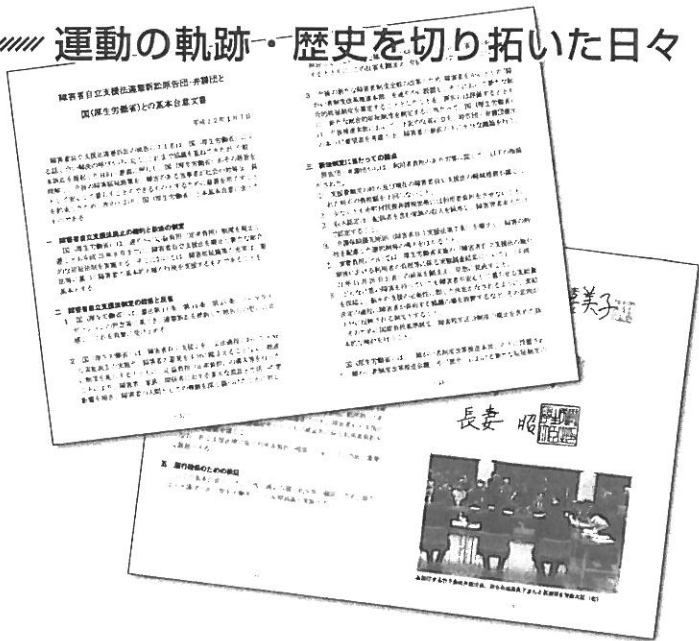
勝ち取った基本合意

'09年8月の総選挙で支援法反対の立場の民主党が政権を取ったことで、裁判の風向きは大きく変わった。支援法廃止の方向性を打ち出し、争う姿勢を転換、訴訟解決を申し入れてきたのである。このことを訴訟団(原告・弁護団・めざす会)は合同会議やそれぞれの内部での話し合いを繰り返した。政府との交渉に臨む訴訟協議プロジェクトチーム(PT)をつくり、5回の交渉(政府協議)が行われた。協議の大詰めは12月29日。PTと与党議員、厚労省の担当者が集まり、7時間もの長時間にわたり、基本合意が詰められた。

明けて'10年1月7日、訴訟団の合同会議で4時間、訴訟終結の可否について熱い議論を闘わせた後、遂に歴史に残る基本合意が結ばれたのである。その後、各地の裁判が次々に和解、終結し4月21日の東京でファイナルを迎えた。この日めざす会は、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会(通称はめざす会のまま)となった。続いて、基本合意の履行確保のための検証会議が行われた。

運動は続く

この間、基本合意が重要な公文書であることの認識を前提に、制度改革推進会議(第1回は1月12日)、



総合福祉部会(同4月27日)がスタートし、精力的に進められていることは周知のとおりである。しかし、である。基本合意のイの一番に明記された支援法廃止の確約は当時の長妻厚労大臣の明言にもかかわらず冒頭書いたように、旧与党が'09年3月に出した法案と同様の改正案が12月3日、審議をほとんど行わないまま国会を通過した。廃止する法律の改正は、支援法の延命以外の何ものでもない。訴訟団は採択直後、抗議の声明を出した。この後、第2回の定期協議が開催されたが、ここでも国のあいまいな姿勢が見られた。

私たちのめざすものは、障害ゆえの制約も強制もない、普通の市民としての暮らしである。制度的には今、進行中の障害者基本法の抜本改正、総合福祉法の成立、そして差別のない社会のための禁止法の制定である。

おそらくこれからも障害分野に関わる厳しい情勢は予想される。訴訟運動や10月フォーラムなどの自立支援法反対運動によって、JDはDPIや全日本ろうあ連盟などと連帯を築くことができた。奇しくも国際障害者年を契機に結成されたJDは30周年を迎えている。私たちは発足時の原点に立ち返り、障害のある人の“人権”を中心軸に、障害のない市民の理解を広げていきながら、この連帯のうねりを大きくし、その実現に向けて、これからの運動を闘い続ける決意である。

“基本合意”は、それに向けて国が約束した最低限のラインであり、国がこれを破ることは、絶対に許されないのである。

* 「さよなら障害者自立支援法」を参考にした。詳細は同リーフレットをお読みいただきたい(300円。JDで購入できる)。